

夕張市告示第63号

平成22年8月30日付け夕張市告示第53号（総合評価一般競争入札の実施）を、次のとおり変更する。

平成22年10月6日

夕張市長 藤 倉 肇

1 入札に付する事項

事業名 夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業

事業場所 旭町浄水場建設予定地：夕張市旭町83番地

清水沢浄水場建設予定地：夕張市清水沢国有地

その他場外系機械・電気計装施設：夕張市内一円

事業方式

夕張市（以下「市」という。）が、旭町浄水場・清水沢浄水場及び場外系機械・電気計装施設の設計、工事及び維持管理をPFI方式で実施する。

事業期間

① 設計及び工事期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

② 維持管理期間 平成23年4月1日から平成43年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者（以下、「応募者」と言い換える。）の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者は、本事業の設計業務の実施を担う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者を含む複数の企業等により構成され、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資を予定している応募者のグループ（以下、「応募グループ」という。）とすること。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。
- ② SPCに出資を予定している応募者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とする。なお、本事業において維持管理業務の実施を担う者のうち第三者委託を受託する者は、構成員になることを要するものとする。
- ③ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。
- ④ 応募グループは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- ⑤ SPCの構成員は、全員出資するものとし、構成員以外からの出資は認めない。
- ⑥ 応募グループの代表企業及び構成員の名称とこれら各企業が実施を担う業務内容については、入札参加表明書により明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- ⑦ 代表企業の変更は、認めない。

- ⑧ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更及び追加を認めるものとする。
- ⑨ 一の応募グループの構成員が2以上の応募グループの構成員として同一の入札に参加することは認めない。
- ⑩ 一の応募グループの構成員が他の応募グループの協力会社となることは認めない。

(2) 共通の資格要件

- ① 夕張市から入札参加資格の停止処分を受けていない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 国税、道税及び市税に未納の税額がない者であること。
- ⑤ 本事業の事業者選定支援業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者（弁護士法人 神戸法律事務所）は、本事業の事業者選定に係る応募グループの構成員及び協力会社となることはできない。
- ⑥ 本事業の審査委員が所属する企業又はその企業の関連会社ではない者であること。

(3) 各業務の実施を担う者の資格要件

応募グループは、入札参加資格確認基準日（下記、4（1））において、以下の①から④の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。

① 設計業務の実施を担う者

ア 設計業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者

名簿（建設工事等）に登録されているものであること。

イ 建築設計を担当する企業は、前項アの「建築設計」の入札参加資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

ウ 浄水場設計を担当する企業は、前項アの「土木設計」の入札参加資格を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第5条の規定による登録簿の「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（上下水道部門の「上水道及び工業用水道」）が1名以上在籍していること。

エ 浄水場設計を担当する企業は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力3千 m^3 /日以上）の設計業務の履行実績を有すること。

② 工事業務の実施を担う者

ア 工事業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者名簿（建設工事等）に登録されているものであること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事、電気工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における総合評定値が、それぞれ750点以上であること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

エ 機械器具設置工事及び水道施設工事を担当する企業は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力1千 m^3 /日以上）の膜ろ過設備の設置実績を有すること。ただし、各々の工事業務において、実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

③ 工事監理業務の実施を担う者

前項①のア及びイに求める要件と同等のものとする。

④ 維持管理業務の実施を担う者

ア 維持管理業務の実施を担う者は、夕張市契約規則第2条による夕張市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されており、取扱品目番号27（水道施設維持管理業務を希望したものに限る）の入札参加資格を有しているものであること。

イ 水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場（公称能力3千 m^3 /日以上）の1年以上の運転管理実績があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうち1者が満たせばよいものとする。

ウ SPCは、水道法第24条の3第3項及び第5項の定めにより受託水道業務技術管理者（専任）を定めることを要し、SPCに在籍し常駐させなければならない。

エ SPCは、維持管理業務の履行に関し、水道浄水施設管理技士（(社)日本水道協会認定資格）2級以上の資格を有する人員をその管理を行う現場業務責任者として定め、

現場に常駐させなければならない。なお、受託水道業務技術管理者は、同資格を有する場合に限り現場業務責任者を兼ねることができる。

3 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書等を次のとおり公表する。

(1) 公表

入札公告の日

(2) 公表場所

市建設課上下水道グループホームページ

<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/index.html>

4 入札参加資格の確認

入札参加者は、上記「2 入札参加に必要な資格」に掲げる条件等を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書を提出すること。詳細は入札説明書に示す。

(1) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、平成22年10月12日（火）とする。

(2) 提出部数

入札説明書に定める書類をまとめて1部提出すること。

(3) 提出方法

下記「14（1）問い合わせ先」に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 受付期間（入札参加資格確認申請書提出期限日）

平成22年10月12日（火）17時までとする。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、平成22年10月19日（火）に書面により通知する。

5 入札説明会及び現地見学会

入札説明書に示すとおり。

6 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書等に関する質問の受付と回答の公表を行う。詳細は入札説明書に示す。

7 入札書類の提出

上記「4（5）入札参加資格の確認結果の通知」において、入札参加の資格がある旨の通知を受けた入札参加者は、入札に参加することができる。

(1) 提出書類と部数

詳細は入札説明書に示す。

(2) 提出方法

下記「14（1）問い合わせ先」に持参又は郵送（書留）による。

(3) 受付期間

ア 持参による場合

平成22年11月30日（火）17時まで下記「14（1）問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「14(1) 問合せ先」に、平成22年11月30日(火)17時必着で提出のこと。

8 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のないものがした入札
- ② 入札参加資格確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をしたものの入札
- ③ 入札時の提出書類が所定の日時までには到着しないものの入札
- ④ 入札時の提出書類が不足しているものの入札
- ⑤ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ⑥ 入札書の記載金額を改ざんし又は加除訂正した入札
- ⑦ 入札書に記名押印のない入札
- ⑧ 予定価格を超える金額での入札
- ⑨ 最低制限価格を下回る金額での入札
- ⑩ 一の応募グループが同一事項において2以上の入札をしたときの入札
- ⑪ その他入札の条件に違反した入札

9 落札者の決定

(1) 入札書類に関するヒアリングの実施

市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、応募グループに対してヒアリングを実施する。詳細は入札説明書に示す。

(2) 評価の基準

入札書類の評価の基準は、落札者決定基準に示すとおりである。

(3) 審査委員会の設置

提案内容の評価は、「夕張市上水道PFI事業審査委員会」(以下、「委員会」という。)において行い、市は、委員会の審査結果を受けて落札者を決定する。

市は、委員会における審査結果を取りまとめて、落札者の決定の通知後速やかに公表する。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 契約保証金

S P Cは、施設整備費(消費税及び地方消費税を含む。)及びこれにかかる支払利息の100分の10以上に相当する額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納める。契約保証金の詳細は事業契約書による。

12 予定価格(入札書比較価格)

金 4, 857, 140, 000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

13 最低制限価格(入札書比較価格)

金 3, 400, 000, 000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

14 その他

(1) 問い合わせ先

夕張市建設課上下水道グループ

所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

電話 0123-52-3152

FAX 0123-52-2583

電子メール ybrpfi@city.yubari.lg.jp

(2) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市建設課上下水道グループのホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては市が入札参加資格を有する旨の通知をした応募グループの代表者に宛てて各々通知する。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その入札は無効とする。

(4) 著作権

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループ又は各構成員（以下、「応募グループ等」という。）に帰属する。ただし、応募グループ等は、市の本事業の公表及び審査結果の公表に必要な範囲で市に対し提案書の利用を許諾するものとする。市は、この許諾の範囲内において落札者の提案書の一部又は全部及び落札者以外の応募グループ等の提案書の一部を無償で利用できるものとする。この利用許諾は、本契約の終了後も存続するものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(6) 入札後の異議の申立て

入札に参加する応募グループは、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の取りやめ等

市が必要と認めた場合には、入札を延期し、又は取り止めることがある。

(8) その他

詳細は入札説明書等による。